

岩手県教育委員会告示第2号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形民俗文化財を指定する。

平成20年3月4日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

指定番号	名称	員数	所有者
有民第29号	紫根染 八重樫家関係資料	一式	下閉伊郡岩泉町岩泉字太田30番地 八重樫金十郎 岩手県